

僕の名前は「なごワン」。
消費生活Q&Aを紹介するワン。



消費生活Q&A

～昔の借金の返済請求～

Q  (安 しん子ちゃん)

突然「20年前の借金が未返済ですので、払ってください」と督促状が届いたという話を聞いたけど、そんな時はどうすればいいの？

A  (なごワン)

本来は借りたお金は返さないといけないけど、この場合は“時効”だと主張すればいいワン。借金を返してもらう権利は原則として10年、相手が貸金業者だと5年経過すると消滅するワン。これを消滅時効と言うワン。

Q  (安 しん子ちゃん)

ということは、時効かどうかしっかり確認することが必要だね。

A  (なごワン)

そう、確認することは大事だワン。もしお金を借りていた人が「返します」とか「あと1ヶ月待ってください」と言ったりすると借金を認めたことになって、時効の主張が出来なくなることがあるワン。督促状が届いたらすぐに相手に電話をせずに、法律相談を受けたり消費生活相談窓口にご相談するといいワン。